別表十九の記載要領第二号中「あさせて」を「ゆせて」に改める。

別表二十一の㈠中「異常危険準備金」の下に「、関西国際空港用地整備準備金」を加え、同表の㈡中「異常危険準備金積立額」の下に「、関西国際空港用地整備準備金積立額」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表十二㈨の次に一表を加える改正規定及び別表二十一の改正規定　平成二十四年七月一日

二　別表六十一の記載要領の改正規定、別表六の二㈧の記載要領第一号の改正規定及び別表六の二㈧付表の記載要領第一号の改正規定　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

2　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新規則別表十八の二付表一及び別表十八の二付表三の書式は、平成二十四年四月一日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

4　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第二項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の七十六第三項中「別表十二㈠」を「別表十二㈠一」に改める。

○財務省令第四十一号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「措置法第四十二条の五第一項から」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年改正法」という。）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十四年旧措置法」という。）第四十二条の五第一項から」に改め、同号イ及びロ中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同条第二百三十五号を同条第二百四十八号とし、同条第二百三十一号から第二百三十四号までを十三号ずつ繰り下げ、同条第二百三十号を削り、同条第二百二十九号を同条第二百四十三号とし、同条第二百二十八号を同条第二百四十二号とし、同条第二百二十七号を同条第二百四十一号とし、同条第二百二十六号中「連結完全支配関係」の下に「（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。）」を、「連結子法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。）」を加え、同号を同条第二百四十号とし、同条第二百二十五号を削り、同条第二百二十四号を同条第二百三十九号とし、同条第二百十号から第二百二十三号までを十五号ずつ繰り下げ、同条第二百九号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に、「規定　同条」を「規定（平成二十四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号に係る部分に限る。）　平成二十四年旧措置法第六十八条の八十」に改め、同号を同条第二百二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二十四　措置法第六十八条の八十の規定　同条に規定する交換をした場合における措置法第六十八条の七十八又は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

第二条第二百八号を同条第二百二十二号とし、同条第二百七号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に、「規定　同条第一項」を「規定（平成二十四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号に係る部分に限る。）　平成二十四年旧措置法第六十八条の七十九第一項」に改め、同号を同条第二百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二十一　措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の七十九第九項において準用する措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第二百六号を同条第二百十九号とし、同条第二百五号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に、「規定　これら」を「規定（同条第一項の表の第九号に係る部分に限る。）　同条第一項又は第九項」に改め、同号を同条第二百十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十八　措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第二百四号中「平成二十三年旧措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定に」を「同条第一項又は第九項の規定に」に改め、同号を同条第二百十六号とし、同条第二百三号を同条第二百十五号とし、同条第二百二号を同条第二百十四号とし、同条第二百一号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第二百十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十三　措置法第六十八条の七十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第二百号を同条第二百十一号とし、同条第百七十九号から第百九十九号までを十一号ずつ繰り下げ、同条第百七十八号を同条第百八十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十九　措置法第六十八条の五十七第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百七十七号を同条第百八十七号とし、同条第百七十六号から第百七十五号までを十号ずつ繰り下げ、同条第百五十六号中「第六十八条の三十一第一項又は第二項」を「第六十八条の三十一第二項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第百六十六号とし、同条第百五十五号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第百六十五号とし、同条第百五十四号を同条第百六十四号とし、同条第百五十三号を同条第百六十三号とし、同条第百五十二号中「措置法第六十八条の二十七第一項の規定」を「平成二十四年旧措置法第六十八条の二十七第一項の規定（平成二十四年旧措置法第四十五条第一項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）」に改め、同号イを削り、同号ロ中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを削り、同号を同条第百六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十二　措置法第六十八条の二十七第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ハ　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ニ　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額